

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

(新旧対象条文一覧)

○ 中心市街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号) (本則関係)	1
○ 通訳案内士法 (昭和二十四年法律第二百十号) (附則第六条関係)	43
○ 奄美群島振興開発特別措置法 (昭和二十九年法律第八十九号) (附則第七条関係)	44
○ 都市開発資金の貸付けに関する法律 (昭和四十一年法律第二十号) (附則第八条関係)	45
○ 印紙税法 (昭和四十二年法律第二十三号) (附則第九条関係)	47
○ 登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) (附則第十条関係)	49
○ 住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) (附則第十一条関係)	52
○ 小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和四十四年法律第七十九号) (附則第十二条関係)	55
○ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 (平成九年法律第九十一号) (附則第十三条関係)	56
○ 沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号) (附則第十四条関係)	57
○ 都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) (附則第十五条関係)	58
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第四百十七号) (附則第十六条関係)	59
○ 株式会社地域経済活性化支援機構法 (平成二十一年法律六十三号) (附則第十七条関係)	65
○ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法 (平成二十三年法律第一百十三号) (附則第十七条関係)	66
○ 総合特別区域法 (平成二十三年法律第八十一号) (附則第十八条関係)	67
○ 福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号) (附則第十九条関係)	69
○ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (平成二十五年法律第三十九号) (附則第二十条関係)	70
○ 薬事法等の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第八十四号) (附則第二十一条関係)	72
○ 国土交通省設置法 (平成十一年法律第百号) (附則第二十二条関係)	73

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）

新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>中心市街地の活性化に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 基本方針（第八条）</p> <p>第三章 基本計画の認定等（第九条―第十五条）</p> <p>第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置</p> <p>第一節 認定中心市街地における特別の措置（第十六条―第四十一条）</p> <p>第二節 認定民間中心市街地商業活性化事業に対する特別の措置（第四十二条―第四十七条）</p> <p>第三節 認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置（第四十八条―第六十条）</p> <p>第四節 中心市街地の活性化のためのその他特別の措置（第六十一条―第六十五条）</p> <p>第五章 中心市街地活性化本部（第六十六条―第七十五条）</p> <p>第六章 雑則（第七十六条―第八十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>中心市街地の活性化に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 基本方針（第八条）</p> <p>第三章 基本計画の認定等（第九条―第十五条）</p> <p>第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置</p> <p>第一節 認定中心市街地における特別の措置（第十六条―第三十九条）</p> <p>（新設）</p> <p>第二節 認定特定民間中心市街地活性化事業に対する特別の措置（第四十条―第五十条）</p> <p>第三節 中心市街地の活性化のためのその他特別の措置（第五十一条―第五十五条）</p> <p>第五章 中心市街地活性化本部（第五十六条―第六十五条）</p> <p>第六章 雑則（第六十六条―第七十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

第一条く第六条 (略)

(定義)

第七条 (略)

2く8 (略)

9 この法律において「民間中心市街地商業活性化事業」とは、中心市街地における商業の活性化を促進するために行う次に掲げる事業であつて、民間事業者が行うものをいう。

一 展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業

二 小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する研修その他の事業

10 この法律において「中心市街地特例通訳案内士育成等事業」とは、通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に

的確に対応し、中心市街地における経済活力の向上を図るため、第三十六条第二項に規定する中心市街地特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業をいう。

11 この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 (略)

二 食品(飲食料品(花きを含む。))のうち薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。以下この号において同じ。)の小売業の業務を行う者(以下この号において「食品小売業者」という。)
(又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その

第一条く第六条 (略)

(定義)

第七条 (略)

2く8 (略)

(新設)

(新設)

9 この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 (略)

二 食品(飲食料品(花きを含む。))のうち薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。以下この号において同じ。)の小売業の業務を行う者(以下この号において「食品小売業者」という。)
(又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その

他の政令で定める法人で食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、相当数の食品小売業者の店舗が集積する施設で、当該施設と一体的に駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもの（これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。）を整備する事業で、中心市街地における食品の流通の円滑化に特に資するもの（第五十四条において「中心市街地食品流通円滑化事業」という。）

三・四（略）

12] この法律において「特定民間中心市街地活性化事業」とは、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び特定事業であつて、民間事業者が行うものをいう。

13] この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び第十一項第一号に掲げる事業であつて、民間事業者が行うものをいう。

第二章 基本方針

第八条（略）

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一（略）

七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成

他の政令で定める法人で食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、相当数の食品小売業者の店舗が集積する施設で、当該施設と一体的に駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもの（これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。）を整備する事業で、中心市街地における食品の流通の円滑化に特に資するもの（第四十四条において「中心市街地食品流通円滑化事業」という。）

三・四（略）

10] この法律において「特定民間中心市街地活性化事業」とは、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び特定事業であつて、民間事業者が行うものをいう。

（新設）

第二章 基本方針

第八条（略）

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一（略）

七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の中心市街地における商業の活性化のための事業及び措置に

等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための
事業及び措置に関する基本的な事項

八〇十 (略)

十一 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への
来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増
加の目標の設定に関する事項

十二 (略)

3 (略)

4 内閣総理大臣は、中心市街地活性化本部(第六十六条に規定
する中心市街地活性化本部をいう。次条及び第十四条において
同じ。)が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めな
ければならない。

5〇7 (略)

第三章 基本計画の認定等

(基本計画の認定)

第九条 (略)

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものと
する。

一〇四 (略)

五 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間
中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成
等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関す
る事項

六〇九 (略)

関する基本的な事項

八〇十 (略)

(新設)

十一 (略)

3 (略)

4 内閣総理大臣は、中心市街地活性化本部(第五十六条に規定
する中心市街地活性化本部をいう。次条及び第十四条において
同じ。)が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めな
ければならない。

5〇7 (略)

第三章 基本計画の認定等

(基本計画の認定)

第九条 (略)

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものと
する。

一〇四 (略)

五 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他
の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

六〇九 (略)

3
(略)

4| 第二項第二号から第六号までに掲げる事項には、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下この項及び第四十一条において「施設等」という。)のうち、中心市街地の活性化に寄与し、道路(同法による道路に限る。第四十一条において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であつて、同項又は同法第三十二条第三項の許可に係るものに関する事項を定めることができる。

5| 基本計画は、都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

6・7 (略)

8| 市町村は、第四項に規定する事項を定めようとするときは、あらかじめ、道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の権限を有する道路管理者(同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第四十一条において同じ。)及び都道府県公安委員会
の同意を得なければならない。

9| 市町村は、第一項の規定による認定の申請に当たつては、中心市街地において実施し又はその実施を促進しようとする中心

3
(略)

(新設)

4| 基本計画は、都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

5・6 (略)

(新設)

(新設)

市街地の活性化に係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）

（の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下この項において同じ。）に対し、その確認を求めることができる。

この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該市町村に対し、速やかに回答しなければならない。

10| 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項（第四項の規定により同項に規定する事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。）に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一〜三（略）

11|（略）

12| 内閣総理大臣は、第十項の認定をしようとするときは、第二項第二号から第八号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長（次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13| 内閣総理大臣は、第十項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

14| 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第六項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。

7| 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、基本計画のうち第二項に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一〜三（略）

8|（略）

9| 内閣総理大臣は、第七項の認定をしようとするときは、第二項第二号から第八号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長（次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

10| 内閣総理大臣は、第七項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

11| 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第五項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。

15| (略)

(認定に関する処理期間)

第十条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第十項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第十項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定基本計画の変更)

第十一条 (略)

2 第九条第六項から第十五項まで及び前条の規定は、前項の認定基本計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第十二条 内閣総理大臣は、第九条第十項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、認定基本計画（認定基本計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(認定の取消し)

第十三条 内閣総理大臣は、認定基本計画が第九条第十項各号の

12| (略)

(認定に関する処理期間)

第十条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第七項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第七項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定基本計画の変更)

第十一条 (略)

2 第九条第五項から第十二項まで及び前条の規定は、前項の認定基本計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第十二条 内閣総理大臣は、第九条第七項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、認定基本計画（認定基本計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(認定の取消し)

第十三条 内閣総理大臣は、認定基本計画が第九条第七項各号の

いずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 (略)

3 第九條第十三項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

4 市町村は、前項の規定により準用する第九條第十三項の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、都道府県及び同條第六項(第十一條第二項において準用する場合を含む。)[の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に通知するとともに、公表しなければならない。

第十四條 (略)

(中心市街地活性化協議会)

第十五條 第九條第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもの

いずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 (略)

3 第九條第十項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

4 市町村は、前項の規定により準用する第九條第十項の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、都道府県及び同條第五項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に通知するとともに、公表しなければならない。

第十四條 (略)

(中心市街地活性化協議会)

第十五條 第九條第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもの

のうちいずれか一以上の者

イ 中心市街地整備推進機構（第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。）

ロ（略）

二（略）

256（略）

7 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の長並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。第二十条において「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の代表者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

8511（略）

第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置

第一節 認定中心市街地における特別の措置

第十六条（略）

（路外駐車場についての都市公園の占用の特例等）

第十七条 市町村は、基本計画において、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画におい

のうちいずれか一以上の者

イ 中心市街地整備推進機構（第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。）

ロ（略）

二（略）

256（略）

7 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の長並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。第二十条において「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の代表者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

8511（略）

第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置

第一節 認定中心市街地における特別の措置

第十六条（略）

（路外駐車場についての都市公園の占用の特例等）

第十七条 市町村は、基本計画において、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画におい

て定められた路外駐車場を除く。)の整備に関する事項を定めた場合であつて、当該基本計画が第九条第十項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の認定を受けたときは、同法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。

2・3 (略)

第十八条 (略)

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第十九条 中心市街地整備推進機構が前条の規定により管理する中心市街地公共空地等内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第四百十二号)第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進機構(中心市街地の活性化に関する法律第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。以下同じ。)」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「推進機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は推進機構」とする。

第二十条(第二十四条 (略))

て定められた路外駐車場を除く。)の整備に関する事項を定めた場合であつて、当該基本計画が第九条第七項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の認定を受けたときは、同法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。

2・3 (略)

第十八条 (略)

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第十九条 中心市街地整備推進機構が前条の規定により管理する中心市街地公共空地等内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第四百十二号)第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進機構(中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。以下同じ。)」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「推進機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は推進機構」とする。

第二十条(第二十四条 (略))

(認定計画の変更)

第二十五条 計画の認定を受けた者(次条から第三十一条まで及び第八十二条において「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた第二十二条第一項の計画(第二十八条及び第三十一条において「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 (略)

第二十六条〜第三十五条 (略)

(通訳案内士法の特例)

第三十六条 市町村が、基本計画において、中心市街地特例通訳案内士育成等事業を定めた場合であつて、当該基本計画が第九条第十項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該中心市街地特例通訳案内士育成等事業に係る中心市街地特例通訳案内士については、次項から第十項まで、第八十一条、第八十二条(第三号から第五号までに係る部分に限る。)、第八十五条及び第八十六条に定めるところによる。

2 中心市街地特例通訳案内士は、その資格を得た認定中心市街地の区域において、報酬を得て、通訳案内(通訳案内士法(昭和二十四年法律第二十号)第二条に規定する通訳案内をいう。第四項及び第六項において同じ。)を行うことを業とする。

3 中心市街地特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定

(認定計画の変更)

第二十五条 計画の認定を受けた者(次条から第三十一条まで及び第七十一条において「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた第二十二条第一項の計画(第二十八条及び第三十一条において「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 (略)

第二十六条〜第三十五条 (略)

(新設)

- は、適用しない。
- 4| 第一項の認定を受けた市町村が行う当該認定に係る認定中心市街地の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該認定中心市街地の区域において、中心市街地特例通訳案内士となる資格を有する。
- 5| 次の各号のいずれかに該当する者は、中心市街地特例通訳案内士となる資格を有しない。
- 一| 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 二| 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 三| 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 四| 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 五| 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

- 六| 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 七| 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 八| 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 九| 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 十| 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 6| 中心市街地特例通訳案内士は、その資格を得た認定中心市街地の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。
- 7| 中心市街地特例通訳案内士は、その業務に関して中心市街地特例通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た認定

中心市街地の区域を明示してするものとし、当該認定中心市街地の区域以外の区域を表示してはならない。

8| 通訳案内士法第三章の規定は、中心市街地特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「中心市街地特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定市町村（中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する第十八条」と、同項並びに同法第二十一条、第二十二條、第二十三條第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、同法第二十二條（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「中心市街地特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9| 通訳案内士法第四章の規定は、中心市街地特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第十項において準用する第三十五条第

「一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村（中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と読み替えるものとする。

10) 通訳案内士法第三十五条の規定は、中心市街地特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定市町村（中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた市町村をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定市町村の長」と読み替えるものとする。

（大規模小売店舗立地法の特例）

第三十七条 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条、次条及び第六十五条において「都道府県等」という。）は、認定中心市街地の区域（当該区域内に第六十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。）のうち、大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活

（大規模小売店舗立地法の特例）

第三十六条 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条、次条及び第五十五条において「都道府県等」という。）は、認定中心市街地の区域（当該区域内に第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。）のうち、大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活

性を図ることが特に必要な区域（以下「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」という。）を定めることができる。

2～5（略）

6 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催その他の住民等（当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の当該区域に存する団体その他の当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者をいう。第八項及び第九項において同じ。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7～11（略）

第三十八条（略）

（機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務）

第三十九条 機構は、認定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、認定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行う。

（削る）

性を図ることが特に必要な区域（以下「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」という。）を定めることができる。

2～5（略）

6 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催その他の住民等（当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の団体その他の当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者をいう。第八項及び第九項において同じ。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7～11（略）

第三十七条（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務）

第三十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この条及び第四十二条において「機構」という。）は、認定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 認定中心市街地において、次に掲げる施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行った当該者の委託を受けてこれらの施設（イ

(削る)

(削る)

2| 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定中心市街地における次に掲げる施設（イに掲げる施設にあつては、これと併せて整備される商業施設を含む。）又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並び

に掲げる施設にあつては、これと併せて整備される商業施設を含む。）の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

イ 商業基盤施設

ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共同に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設

二 認定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

2| 機構は、前項の業務のほか、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業及び研修その他の小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する事業であつて、認定中心市街地における商業の活性化に資するものに必要な資金の出資を行うこと。

3| 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定中心市街地における第一項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

にこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

イ 商業基盤施設

ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設

二 前項の規定により機構が行う都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は前号イ若しくはロに掲げる施設（以下この号において「工場等」という。）の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三 (略)

第四十条 (略)

(道路の占用の特例)

第四十一条 認定中心市街地の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基本計画の計画期間内に限り、認定基本計画に記載された第九条第四項に規定する事項に係る施設等のための道路の占有（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占有をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

(新設)

(新設)

二 第一項の規定により機構が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場（以下この号において「工場等」という。）の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三 (略)

第三十九条 (略)

(新設)

- 一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等（当該指定に係る種類のものに限る。）のためのものであること。
 - 二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。
 - 三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
- 2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
 - 3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。
 - 5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第四項の措置を記載した書面を添付して、」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

第二節 認定民間中心市街地商業活性化事業に対する特別の措置

（新設）

(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

第四十二条 民間中心市街地商業活性化事業(認定基本計画に記載されたものに限る。)を実施しようとする者は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、民間中心市街地商業活性化事業に関する計画(以下この条及び次条において「民間中心市街地商業活性化事業計画」という。)を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2| 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該民間中心市街地商業活性化事業計画に関し意見を付すことができる。

3| 民間中心市街地商業活性化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 民間中心市街地商業活性化事業の目標及び内容

二 民間中心市街地商業活性化事業の実施時期

三 民間中心市街地商業活性化事業を行うのに必要な資金の額及び調達方法

4| 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その民間中心市街地商業活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二 当該民間中心市街地商業活性化事業が確実に実施される見込みがあること。

(新設)

5| 経済産業大臣は、前項の認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

(認定民間中心市街地商業活性化事業計画の変更等)

第四十三条 前条第四項の認定を受けた者(以下「認定民間中心市街地商業活性化事業者」という。)は、当該認定に係る民間中心市街地商業活性化事業計画(以下「認定民間中心市街地商業活性化事業計画」という。)を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2| 経済産業大臣は、認定民間中心市街地商業活性化事業者が作成した認定民間中心市街地商業活性化事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従って民間中心市街地商業活性化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3| 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(機構の協力業務)

第四十四条 機構は、認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者の依頼に応じて、その行う民間中心市街地商業活性化事業(第七条第九項第二号に掲げる事業にあつては、中小売業者の経営のためにするものに限る。)に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第四十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株

(新設)

(新設)

(新設)

株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定民間中心市街地商業活性化事業計画に従って民間中心市街地商業活性化事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定民間中心市街地商業活性化事業計画に従って民間中心市街地商業活性化事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 | 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(指導及び助言)

第四十六条 国及び地方公共団体は、認定民間中心市街地商業活性化事業者に対し、認定民間中心市街地商業活性化事業計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第四十七条 経済産業大臣は、認定民間中心市街地商業活性化事業者に対し、民間中心市街地商業活性化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三節 認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特

定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置

(特定民間中心市街地活性化事業計画の認定)

第四十八条 特定民間中心市街地活性化事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあつては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項各号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては当該事業

(新設)

(新設)

第二節 認定特定民間中心市街地活性化事業に対する特

別の措置

(特定民間中心市街地活性化事業計画の認定)

第四十条 特定民間中心市街地活性化事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者とし、同項第六号に掲げる者にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者を、同項第七号に掲げる者にあつては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項及び第九項各号に規定する事業を実施しようとする場合にあつては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定民間中心市街地活

を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定民間中心市街地活性化事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地活性化事業に関する計画（以下「特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定民間中心市街地活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～三 (略)

四 特定民間中心市街地活性化事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあつては、当該中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地活性化事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等（所有権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者をいう。第五十条において同じ。）の協力を得て行う取組であつて、当該中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。

5 (略)

第四十九条 (略)

(特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定)

性化事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地活性化事業に関する計画（以下「特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定民間中心市街地活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～三 (略)

四 特定民間中心市街地活性化事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあつては、当該中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地活性化事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う取組であつて、当該中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。

5 (略)

第四十一条 (略)

第五十条 特定民間中心市街地経済活力向上事業（認定基本計画

（新設）

に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあつては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2| 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に関し意見を付すことができる。

3| 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容

二 特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期

三 特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

四 第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項

4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定民間中心市街地経済活力向上事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二 当該特定民間中心市街地経済活力向上事業が確実に実施される見込みがあること。

三 特定民間中心市街地経済活力向上事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあつては、当該中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う取組であつて、当該中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。

5 経済産業大臣は、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に第三項第四号に掲げる事項が記載されている場合において、

前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事項に係る大規模小売店舗の所在地の属する都道府県の知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 都道府県は、前項の規定による協議があつた場合において必要があるとき、特定民間中心市街地経済活力向上事業者に対し、住民等（当該協議に係る大規模小売店舗の所在地の属する認定中心市街地の区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の当該区域に存する団体その他の第三項第四号に掲げる事項について意見を有する者をいう。第八項において同じ。）に、説明会の開催その他の第三項第四号に掲げる事項の内容を周知させるために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 都道府県は、第五項の規定による協議があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、第三項第四号に掲げる事項について公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなればならない。

8 前項の規定による公告があつたときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第三項第四号に掲げる事項について、都道府県に意見を提出することができる。

9 経済産業大臣は、第四項の認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

（認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の変更等）
第五十一条 前条第四項の認定を受けた者（以下「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、当該認定に係

（新設）

る特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が作成した認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って特定民間中心市街地経済活力向上事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（機構の行う経済活力向上業務）

第五十二条 機構は、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、認定特定民間中心市街地活性化事業者又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（第五十九条において「認定特定事業者」という。）が認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（次条及び第五十九条において「認定特定計画」という。）に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するため発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。

2 機構は、認定中心市街地における経済活力の向上を促進するため、認定市町村に対し、認定特定民間中心市街地経済活力向

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務）

第四十二条 機構は、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。

（新設）

上事業者（中小企業者及び一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者であるものに限る。）が認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って行う特定民間中心市街地経済活力向上事業（経済産業省令で定めるものに限る。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金の一部の貸付けの業務を行う。

（中小企業信用保険法の特例）

第五十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定特定計画に基づく第七条第七項第一号から第六号までに定める中小売商業高度化事業又は同条第十一項第一号に掲げる特定事業（特定会社又は一般社団法人等が当該特定事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（中小企業信用保険法の特例）

第四十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく第七条第七項第一号から第六号までに定める中小売商業高度化事業又は同条第九項第一号に掲げる特定事業（特定会社又は一般社団法人等が当該特定事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項		第三條第一項		第三條第一項		第三條第一項	
保険価額の合計額が		保険価額の合計額が		保険価額の合計額が		保険価額の合計額が	
中心市街地の活性化に関する法律第五十三條第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ		中心市街地の活性化に関する法律第五十三條第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ		中心市街地の活性化に関する法律第五十三條第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ		中心市街地の活性化に関する法律第五十三條第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 認定特定計画に基づく第七條第七項第七号に定める中小小売

商業高度化事業又は同條第十一項第一号に掲げる特定事業（以下この条において「認定中小小売商業高度化支援等事業」という。）を実施する一般社団法人等（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有し

第三條第一項		第三條第一項		第三條第一項		第三條第一項	
保険価額の合計額が		保険価額の合計額が		保険価額の合計額が		保険価額の合計額が	
中心市街地の活性化に関する法律第四十三條第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ		中心市街地の活性化に関する法律第四十三條第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ		中心市街地の活性化に関する法律第四十三條第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ		中心市街地の活性化に関する法律第四十三條第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく第七條第七

項第七号に定める中小小売商業高度化事業又は同條第九項第一号に掲げる特定事業（以下この条において「認定中小小売商業高度化支援等事業」という。）を実施する一般社団法人等（一

ているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)であつて、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の第二項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般財団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の第二項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化支援関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の第二項に規定する債務の保証であつて、特定会社又は前項の一般財団法人等が行う認定中小小売商業高度化支援等事業(特定会社又は一般財団法人等が当該認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該一般財団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。)の実施に必要な資金に係るもの)をいう。以下この条において同じ。)を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の第二項及び第三項の規定の適用については、同法第三条第一項中「二億円」とあるのは「四億円(中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支

以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)であつて、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の第二項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般財団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の第二項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化支援関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の第二項に規定する債務の保証であつて、特定会社又は前項の一般財団法人等が行う認定中小小売商業高度化支援等事業(特定会社又は一般財団法人等が当該認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該一般財団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。)の実施に必要な資金に係るもの)をいう。以下この条において同じ。)を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の第二項及び第三項の規定の適用については、同法第三条第一項中「二億円」とあるのは「四億円(中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支

援等事業に必要な資金（以下「中心市街地商業等活性化支援資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「八千万円」とあるのは「一億六千万円（中心市街地商業等活性化支援資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、八千万円）」とする。

4・5（略）

第五十四条（略）

（食品流通構造改善促進法の適用）

第五十五条 前条の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、食品流通構造改善促進法第十三条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは「前条第一号に掲げる業務及び中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十四条第一項中「第十二条第一号に掲げる業務」とあるのは「第十二条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号中「第十二条各号に掲げる業務」とあるのは「第十二条各号に掲げる業務又は中心市街地活性化法第五十四条各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくは中心市街地活性化法」とする。

（道路運送法の特例）

第五十六条 第七条第十一項第三号に掲げる事業を実施する認定

援等事業に必要な資金（以下「中心市街地商業等活性化支援資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「八千万円」とあるのは「一億六千万円（中心市街地商業等活性化支援資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、八千万円）」とする。

4・5（略）

第四十四条（略）

（食品流通構造改善促進法の適用）

第四十五条 前条の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、食品流通構造改善促進法第十三条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは「前条第一号に掲げる業務及び中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）第四十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十四条第一項中「第十二条第一号に掲げる業務」とあるのは「第十二条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第四十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号中「第十二条各号に掲げる業務」とあるのは「第十二条各号に掲げる業務又は中心市街地活性化法第四十四条各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくは中心市街地活性化法」とする。

（道路運送法の特例）

第四十六条 第七条第九項第三号に掲げる事業を実施する認定特

特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って当該事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならない場合又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならない場合には、これらの規定にかかわらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例)

第五十七条 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定民間中心市街地活性化事業者であつて第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録(以下この条において「第一種貨物利用運送事業登録」という。)を受けていないもの又は貨物自動車利用運送を行わないものとして貨物自動車運送事業法第三条の許可(同法第九条第一項の認可を含む。)

()を受けているものが特定民間中心市街地活性化事業計画に従つて実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当する場合において、当該特定民間中心市街地活性化事業者がその特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十八条第四項の認定を受けたときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者は、第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなし、又は貨物自動車利用運送を行うものとしての同法第九条第一項の認可(以下「貨物自動車利用運送変更認可」という。)を受けたものとみなす。

2 (略)

3 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定民間中心市街地活性化事業者であつて第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自

定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って当該事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならない場合又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならない場合には、これらの規定にかかわらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例)

第四十七条 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定民間中心市街地活性化事業者であつて第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録(以下この条において「第一種貨物利用運送事業登録」という。)を受けていないもの又は貨物自動車利用運送を行わないものとして貨物自動車運送事業法第三条の許可(同法第九条第一項の認可を含む。)

()を受けているものが特定民間中心市街地活性化事業計画に従つて実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当する場合において、当該特定民間中心市街地活性化事業者がその特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十条第四項の認定を受けたときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者は、第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなし、又は貨物自動車利用運送を行うものとしての同法第九条第一項の認可(以下「貨物自動車利用運送変更認可」という。)を受けたものとみなす。

2 (略)

3 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定民間中心市街地活性化事業者であつて第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自

自動車利用運送変更認可を受けているもの（第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けたものとみなされる者を除く。）が特定民間中心市街地活性化事業計画に従って実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当し、かつ、これを実施するに当たり貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をしなければならぬ場合において、当該特定民間中心市街地活性化事業者がその特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十八条第四項の認定を受けたときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

4 貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送を行っている場合において、貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をしなければならぬ事項について、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者がその認定特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十九条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

自動車利用運送変更認可を受けているもの（第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けたものとみなされる者を除く。）が特定民間中心市街地活性化事業計画に従って実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当し、かつ、これを実施するに当たり貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をしなければならぬ場合において、当該特定民間中心市街地活性化事業者がその特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十条第四項の認定を受けたときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

4 貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送を行っている場合において、貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をしなければならぬ事項について、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者がその認定特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十一条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

5 貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者のうち第七條第十一項第四号ロに掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの又は一般社団法人である場合にあつては、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従つて行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定特定民間中心市街地活性化事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八條第一項及び第九條（同法第十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6・7 (略)

(大規模小売店舗立地法の特例)

第五十八條 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された第五十條第三項第四号に掲げる事項に係る大規模小売店舗（次項及び第三項において「認定特例大規模小売店舗」という。）については、大規模小売店舗立地法第五條、第六條第一項から第四項まで、第七條から第十條まで、第十一條第三項、第十四條及び附則第五條の規定は、適用しない。

2| 認定特例大規模小売店舗を設置する者は、その認定特例大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該認定特例大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。

3| 認定特例大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該認定特例大規模小売店舗を設置する者が前項の規定によ

5 貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者のうち第七條第九項第四号ロに掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの又は一般社団法人である場合にあつては、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従つて行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定特定民間中心市街地活性化事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八條第一項及び第九條（同法第十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6・7 (略)

(新設)

り適正な配慮をして行う当該認定特例大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。

(削る)

(指導及び助言)

第五十九条 国及び地方公共団体は、認定特定事業者に対し、認

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第四十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る商業基盤施設のうち総務省令で定めるものを設置した者について、当該商業基盤施設を設置の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該商業基盤施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(指導及び助言)

第四十九条 国及び地方公共団体は、認定特定民間中心市街地活

定特定計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第六十条 (略)

2 経済産業大臣は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者に対し、特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四節 中心市街地の活性化のためのその他特別の措置

第六十一条・第六十二条 (略)

(監督等)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第六十一条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 (略)

5 第三項の規定により第六十一条第一項の指定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

性化事業者に対し、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第五十条 (略)

(新設)

第三節 中心市街地の活性化のためのその他特別の措置

第五十一条・第五十二条 (略)

(監督等)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第五十一条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 (略)

5 第三項の規定により第五十一条第一項の指定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第六十四条 (略)

(大規模小売店舗立地法の特例)

第六十五条 都道府県等は、中心市街地の区域(当該区域内に第三十七条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。)において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが必要な区域(以下「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」という。)を定めることができる。

2 第四項において準用する第三十七条第二項の公告の日(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、第四項において準用する第三十八条第一項において準用する第三十七条第二項の公告の日)以後は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの)における大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出(第三十八条第三項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる第三十八条第二項の規定による変更に係る事項の届出及び同法附則第五条第四項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定による届出を含む。第五項において同じ。)に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

第五十四条 (略)

(大規模小売店舗立地法の特例)

第五十五条 都道府県等は、中心市街地の区域(当該区域内に第三十六条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。)において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが必要な区域(以下「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」という。)を定めることができる。

2 第四項において準用する第三十六条第二項の公告の日(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、第四項において準用する第三十七条第一項において準用する第三十六条第二項の公告の日)以後は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの)における大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出(第三十七条第三項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる第三十七条第二項の規定による変更に係る事項の届出及び同法附則第五条第四項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定による届出を含む。第五項において同じ。)に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

3 (略)

4 第三十七条第二項、第四項から第九項まで及び第三十八条第一項の規定は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域について準用する。この場合において、第三十七条第四項中「認定市町村」とあるのは「市町村」と、同条第五項中「認定市町村は、認定基本計画を実施するため」とあるのは「市町村は、中心市街地において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図るため」と読み替えるものとする。

5 (略)

第五章 中心市街地活性化本部

第六十六条 (略)

(所掌事務)

第六十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 認定の申請がされた基本計画についての意見(第九条第十一項(第十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。)に関すること。

三・四 (略)

第六十八条〜第七十条 (略)

第七十一条 (略)

3 (略)

4 第三十六条第二項、第四項から第九項まで及び第三十七条第一項の規定は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域について準用する。この場合において、第三十六条第四項中「認定市町村」とあるのは「市町村」と、同条第五項中「認定市町村は、認定基本計画を実施するため」とあるのは「市町村は、中心市街地において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図るため」と読み替えるものとする。

5 (略)

第五章 中心市街地活性化本部

第五十六条 (略)

(所掌事務)

第五十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 認定の申請がされた基本計画についての意見(第九条第八項の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。)に関すること。

三・四 (略)

第五十八条〜第六十条 (略)

第六十一条 (略)

2 本部長は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

第七十二条～第七十五条 (略)

第六章 雑則

第七十六条・第七十七条 (略)

(主務大臣)

第七十八条 第四十八条第一項、第二項、第四項及び第五項、第四十九条第一項及び第二項並びに第六十条第一項における主務大臣は、特定民間中心市街地活性化事業を所管する大臣とする。

第七十九条 (略)

(罰則)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
- 二 第六十五条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下

2 本部長は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもつて充てる。

第六十二条～第六十五条 (略)

第六章 雑則

第六十六条・第六十七条 (略)

(主務大臣)

第六十八条 第四十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第四十一条第一項及び第二項並びに第五十条における主務大臣は、特定民間中心市街地活性化事業を所管する大臣とする。

第六十九条 (略)

(罰則)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
- 二 第五十五条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

(新設)

の罰金に処する。

- 一 第三十六条第六項の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により中心市街地特例通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第三十六条第七項の規定に違反した者
- 四 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
- 五 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十三条 第二十六条、第四十七条又は第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十条、第八十二条第一号若しくは第二号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

第七十二条 第二十六条又は第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第八十五条 第三十六条第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

(新設)

第八十六条 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(新設)

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>七～十 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六～九 （略）</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例） 第十七条（略） 254（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、奄美群島特例通訳案内士となる資格を有しない。 一5（略） 六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 七5十（略）</p>	<p>（通訳案内士法の特例） 第十七条（略） 254（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、奄美群島特例通訳案内士となる資格を有しない。 一5（略） （新設） 六5九（略）</p>

改正案	現行
<p>（都市開発資金の貸付け）</p> <p>第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる土地（イからニまでに掲げる土地にあつては都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条の四第一項第二号に規定する防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区の区域その他の政令で定める区域の内にあるものに限る。）で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内にあり、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるもの</p> <p>イ（二）（略）</p> <p>ホ 現に地域社会の中心となつてゐる都市（その中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条の中心市街地について同法第九条第一項に規定する基本計画が同条第十項の認定を受けたものに限る。）で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地（同法第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域で政令で定めるものの区域内にあるものに限る。）</p> <p>（略）</p> <p>2 国は、地方公共団体が次に掲げる資金の貸付けを行うときは</p>	<p>（都市開発資金の貸付け）</p> <p>第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる土地（イからニまでに掲げる土地にあつては都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条の四第一項第二号に規定する防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区の区域その他の政令で定める区域の内にあるものに限る。）で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内にあり、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるもの</p> <p>イ（二）（略）</p> <p>ホ 現に地域社会の中心となつてゐる都市（その中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条の中心市街地について同法第九条第一項に規定する基本計画が同条第七項の認定を受けたものに限る。）で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地（同法第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域で政令で定めるものの区域内にあるものに限る。）</p> <p>（略）</p> <p>2 国は、地方公共団体が次に掲げる資金の貸付けを行うときは</p>

、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。

一 (略)

二 中心市街地の活性化に関する法律第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構で政令で定めるものに対する同法第六十二条第三号に規定する土地のうち前項第二号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

3
3
9 (略)

、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。

一 (略)

二 中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構で政令で定めるものに対する同法第五十二条第三号に規定する土地のうち前項第二号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

3
3
9 (略)

改正案

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	(略)	作成者	(略)
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十一号、第十三号、第十五号並びに第十六号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業		独立行政法人中小企業基盤整備機構	

現行

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	(略)	作成者	(略)
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十一号、第十三号、第十五号並びに第十六号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二		独立行政法人中小企業基盤整備機構	

(略)	<p>務の範囲)に掲げる業務(同項第七号に掲げる業務を除く。)並びに同法附則第五条(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)の業務(同条第一項第五号ロからニまでに掲げる業務を除く。)、同法附則第六条(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)の業務、同法附則第八条(旧繊維法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務に関する文書</p>
(略)	
(略)	<p>項(業務の範囲)に掲げる業務(同項第七号に掲げる業務を除く。)並びに同法附則第五条(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)の業務(同条第一項第五号ロからニまでに掲げる業務を除く。)、同法附則第六条(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)の業務、同法附則第八条(旧繊維法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務に関する文書</p>
(略)	

改正案		現行		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の四関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>	
	<p>一〇百三十八（略）</p>			
	<p>百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可 （注） 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）、流通業務総合効率化促進法第九条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十四条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第一種貨物利用運送事</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の四関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>
<p>一〇百三十八（略）</p>				
<p>百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可 （注） 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十七条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）、流通業務総合効率化促進法第九条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十四条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第一種貨物利用運送事</p>	<p>一〇百三十八（略）</p>			

業の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地の活性化に関する法律第四十八条第一項（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）の規定による特定民間中心市街地活性化事業計画の認定若しくは同法第四十九条第一項（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定、流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録又は変更登録とみなし、流通業務総合効率化促進法第十条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生

業の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地の活性化に関する法律第四十条第一項（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）の規定による特定民間中心市街地活性化事業計画の認定若しくは同法第四十一条第一項（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定、流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録又は変更登録とみなし、流通業務総合効率化促進法第十条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特

百四十～百六十 (略)	(一)～(八) (略)	特別措置法第六十一条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可とみなす。
	(略)	
	(略)	

百四十～百六十 (略)	(一)～(八) (略)	別措置法第六十一条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可とみなす。
	(略)	
	(略)	

改正案	現行
<p>（都道府県知事の事務） 第三十条の七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第四号において「区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</p> <p>一 区域内の市町村の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。</p> <p>二・三（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第六号において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</p>	<p>（都道府県知事の事務） 第三十条の七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第四号において「区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</p> <p>一 区域内の市町村の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。</p> <p>二・三（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第六号において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</p>

一 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。

二・三 (略)
7～10 (略)

別表第二(第三十条の七関係)

提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務
一～七 (略) 七の二 市町村長	(略) 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)による同法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの
七の三 (略)	(略)

一 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。

二・三 (略)
7～10 (略)

別表第二(第三十条の七関係)

提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務
一～七 (略) (新設)	(略) (新設)
七の二 (略)	(略)

		別表第四（第三十条の七関係）		八〇十一（略）	（略）
七〇十 （略）	六の三 （略）		六の二 市町村長	一〇六（略）	提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関
（略）	（略）	で定めるもの	中心市街地の活性化に関する法律による同法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）	事務

		別表第四（第三十条の七関係）		八〇十一（略）	（略）
七〇十 （略）	六の二 （略）		（新設）	一〇六（略）	提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関
（略）	（略）		（新設）	（略）	事務

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例） 第十七条（略） 254（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、小笠原諸島特例通訳案内士となる資格を有しない。 一5（略） 六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 七5十（略）</p>	<p>（通訳案内士法の特例） 第十七条（略） 254（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、小笠原諸島特例通訳案内士となる資格を有しない。 一5（略） （新設） 六5九（略）</p>

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（附則第十三条関係）

改正案	現行
<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。 一～五 （略） 六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 七～十 （略）</p>	<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。 一～五 （略） （新設） 六～九 （略）</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例） 第十四条（略） 254（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、沖縄特例通訳案内士となる資格を有しない。 一5六（略） 七 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 八5十（略） 659（略）</p>	<p>（通訳案内士法の特例） 第十四条（略） 254（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、沖縄特例通訳案内士となる資格を有しない。 一5六（略） （新設） 七5九（略） 659（略）</p>

改正案	現行
<p>（市町村都市再生整備協議会）</p> <p>第四十六条の二 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協議会（以下この章において「市町村協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第六十一条第一項の規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（市町村都市再生整備協議会）</p> <p>第四十六条の二 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協議会（以下この章において「市町村協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十一条第一項の規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第九号及び第十四号に該当するものを除く。）を行うこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>六・七 （略）</p> <p>八 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）<u>第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等、中心市街地活性化法第四十四条の規定による協力並びに中心市街地活性化法第五十二条第一項の規定による債務の保証及び同条第二項の規定による貸付けを行うこと。</u></p> <p>九～十九 （略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 委託を受けて、中心市街地活性化法<u>第三十九条第二項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。</u></p>	<p>（業務の範囲） 第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（<u>第八号、第九号及び第十四号に該当するものを除く。</u>）を行うこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>六・七 （略）</p> <p>八 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）<u>第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等及び同条第二項の規定による出資並びに中心市街地活性化法第四十二条の規定による債務の保証を行うこと。</u></p> <p>九～十九 （略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 委託を受けて、中心市街地活性化法<u>第三十八条第三項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。</u></p>

五〇八 (略)

三・四 (略)

五 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九條第一項に規定するものに限る。）第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四條第一項に規定するものに限る。）並びに第一項第十号及び第十二号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃借その他の管理及び譲渡の業務については、この限りではない。

（業務の委託）

第十七條 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 (略)

二 第十五條第一項第五号に掲げる業務並びに同項第九号及び第十四号に掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

三〇八 (略)

二〇四 (略)

（区分経理）

第十八條 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五條第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号から第十三号までに掲げ

五〇八 (略)

三・四 (略)

五 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八條第一項に規定するものに限る。）第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四條第一項に規定するものに限る。）並びに第一項第十号及び第十二号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃借その他の管理及び譲渡の業務については、この限りではない。

（業務の委託）

第十七條 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 (略)

二 第十五條第一項第五号に掲げる業務並びに同項第八号、第九号及び第十四号に掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

三〇八 (略)

二〇四 (略)

（区分経理）

第十八條 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五條第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号から第十三号までに掲げ

る業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第百十七号第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第十五条第一項第十七号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十四号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三〇五（略）

2（略）

（長期借入金及び中小企業基盤整備債権）

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項第一号に掲げるものに限る。）並びに第十五条第一項第十号及び第十六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債権（以下「債権」という。）を発行することができる。

る業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第百十七号第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十四号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三〇五（略）

2（略）

（長期借入金及び中小企業基盤整備債権）

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号に掲げるものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項第一号に掲げるものに限る。）並びに第十五条第一項第十号及び第十六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債権（以下「債権」という。）を発行することができる。

附則

(改正前中心市街地活性化法に係る業務の特例)

第八条の六 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下「中心市街地活性化法改正法」という。)の施行の際現に機構が整備し、又は管理している中心市街地活性化法改正法による改正前の中心市街地活性化法(以下「改正前中心市街地活性化法」という。)第三十八条第一項第一号イ又はロの施設に係る中心市街地活性化法改正法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前中心市街地活性化法第三十八条第一項の業務

- 二 改正前中心市街地活性化法第三十八条第一項の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と

附則

(新設)

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と

するほか、必要な技術的な読替えは、政令で定める。

(略)			(略)	第十八条第二項第二号			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	第七号に掲げる業務	同条第二項第一号	並びに第十五条第一項第七号に掲げる業務	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	第七号に掲げる業務並びに附則第八条及び第八条の六の業務	第十五条第二項第一号	、第十五条第一項第七号に掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）	(略)	(略)

するほか、必要な技術的な読替えは、政令で定める。

(略)			(略)	第十八条第二項第二号			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	第七号に掲げる業務	(新設)	同項第七号に掲げる業務	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	第七号に掲げる業務の業務	(新設)	同項第七号に掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）	(略)	(略)

第十九 条第一 項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二項の 業務	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二項並びに附則第五条第一項及び第 二項、第六条第一項から第四項まで並 びに第七条から第八条の六までの業務	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十 五号第 二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二項並びに附則第五条第一項及び第 二項、第六条第一項から第四項まで並 びに第七条から第八条の六まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第十九 条第一 項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二項の 業務	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二項並びに附則第五条第一項及び第 二項、第六条第一項から第四項まで並 びに第七条から第八条の五までの業務	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十 五号第 二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二項並びに附則第五条第一項及び第 二項、第六条第一項から第四項まで並 びに第七条から第八条の五まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>（国、地方公共団体、機構等の連携及び協力） 第六十七条（略）</p> <p>2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十四項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図る観点から、相互に連携を図るよう努めなければならない。</p>	<p>（国、地方公共団体、機構等の連携及び協力） 第六十七条（略）</p> <p>2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十一項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図る観点から、相互に連携を図るよう努めなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（国、地方公共団体、機構等の連携及び協力） 第六十四条（略）</p> <p>2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十四項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たっては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資する観点から、相互に連携を図るよう努めなければならない。</p>	<p>（国、地方公共団体、機構等の連携及び協力） 第六十四条（略）</p> <p>2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十一項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たっては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資する観点から、相互に連携を図るよう努めなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一5六（略）</p> <p>七 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>八・九（略）</p> <p>6514（略）</p> <p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一5六（略）</p> <p>七 中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心</p>	<p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一5六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七・八（略）</p> <p>6514（略）</p> <p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一5六（略）</p> <p>（新設）</p>

市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八・九 (略)

6
5
14 (略)

七・八 (略)

6
5
14 (略)

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例） 第五十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、福島特例通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>八～十（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>（通訳案内士法の特例） 第五十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、福島特例通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七～九（略）</p> <p>6～13（略）</p>

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）

（附則第二十条関係）

改正案	現行				
<p>附則 （住民基本台帳法の一部改正） 第十三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。 別表第一の八十七の項を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="418 277 919 1070"> <tr> <td data-bbox="418 277 919 555"> <p>八十七 経済産業省又は環境省</p> </td> <td data-bbox="418 555 919 1070"> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第五十条第一項の許可、同法第五十二条第一項の更新、同法第五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> </td> </tr> </table> <p>別表第二の七の項を削り、同表の七の二の項を同表の七の項とし、同表の七の三の項を同表の七の二の項とする。 別表第三の十二の項を次のように改める。</p>	<p>八十七 経済産業省又は環境省</p>	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第五十条第一項の許可、同法第五十二条第一項の更新、同法第五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>附則 （住民基本台帳法の一部改正） 第十三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。 別表第一の八十七の項を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="418 1191 919 1984"> <tr> <td data-bbox="418 1191 919 1469"> <p>八十七 経済産業省又は環境省</p> </td> <td data-bbox="418 1469 919 1984"> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第五十条第一項の許可、同法第五十二条第一項の更新、同法第五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> </td> </tr> </table> <p>別表第二の七の項を削り、同表の七の二の項を同表の七の項とする。 別表第三の十二の項を次のように改める。</p>	<p>八十七 経済産業省又は環境省</p>	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第五十条第一項の許可、同法第五十二条第一項の更新、同法第五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>八十七 経済産業省又は環境省</p>	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第五十条第一項の許可、同法第五十二条第一項の更新、同法第五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>				
<p>八十七 経済産業省又は環境省</p>	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第五十条第一項の許可、同法第五十二条第一項の更新、同法第五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>				

<p>十二 都道府県知事</p>	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
------------------	--

別表第四の六の項を削り、同表の六の二の項を同表の六の項とし、同表の六の三の項を同表の六の二の項とする。

(略)

<p>十二 都道府県知事</p>	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
------------------	--

別表第四の六の項を削り、同表の六の二の項を同表の六の項とする。

(略)

○薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）（附則第二十一条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（食品流通構造改善促進法等の一部改正）</p> <p>第八十四条 次に掲げる法律の規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び医薬部外品」を「、医薬部外品及び再生医療等製品」に改める。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七條第十一項第二号</p> <p>四〇六 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（食品流通構造改善促進法等の一部改正）</p> <p>第八十四条 次に掲げる法律の規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び医薬部外品」を「、医薬部外品及び再生医療等製品」に改める。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七條第九項第二号</p> <p>四〇六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十二 （略）</p> <p>二十二の二 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関すること。</p> <p>二十三～百二十八 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十二 （略）</p> <p>二十二の二 通訳案内士、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関すること。</p> <p>二十三～百二十八 （略）</p>